

月収計算例

■ 月収額の計算例 ① (給与所得者が2人の場合)

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(千円)	(百円)	(千円)	(百円)
大阪太郎	3850000	大阪はるか	1080000

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
① 651,000円未満	年間給与所得=0
② 651,000円以上1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得
③ 1,619,000円以上1,622,000円未満	年間給与所得=969,000円
④ 1,622,000円以上1,624,000円未満	年間給与所得=970,000円
⑤ 1,624,000円以上1,628,000円未満	年間給与所得=972,000円
⑥ 1,628,000円以上1,628,000円未満	年間給与所得=974,000円
⑦ 1,628,000円以上1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、A×0.6=年間給与所得
⑧ 1,804,000円以上3,604,000円未満	その答えの円未満を切り捨て、A×0.7-180,000円=年間給与所得
⑨ 3,604,000円以上6,600,000円未満	A×0.8-540,000円=年間給与所得
⑩ 6,600,000円以上10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得

大阪はるか
1,080,000円 - 650,000円 = 430,000円

大阪太郎
3,850,000円 ÷ 4000 = 962.5円
(円未満切り捨て)
962円 × 4000 × 0.8 - 540,000円
= 2,538,400円

①の年間所得金額

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	5	3	8	4	0	0	0	0	0

②の年間所得金額

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	3	0	0	0	0	0	0	0	0

控除	① 同居及び扶養親族控除	(入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族)	38万円 × 3人 = 114万円
特別控除	② 寡婦(夫)控除	(寡婦(夫)であって所得のある人)	27万円 × 1人 = 27万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
	③ 老人控除対象配偶者控除	(控除対象配偶者で70歳以上の方) (扶養親族で70歳以上の方)	10万円 × 1人 = 10万円
	④ 老人扶養控除	(扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方)	25万円 × 1人 = 25万円
	⑤ 障害者控除	(障がい者がある場合)	27万円 × 1人 = 27万円
	⑥ 特別障がい者控除	(特別障がい者がある場合)	40万円 × 1人 = 40万円
	⑦ 障害者控除	(障がい者がある場合)	27万円 × 1人 = 27万円
	⑧ 特別障がい者控除	(特別障がい者がある場合)	40万円 × 1人 = 40万円

妻・長女・長男
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

長男(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例 大阪太郎さんの場合

- 本人(59歳)(大阪太郎さん) 年間総収入金額 3,850,000円(会社員)
- 妻(55歳)(大阪花子さん) 年間総収入金額 0円(無職)
- 長女(25歳)(大阪はるかさん) 年間総収入金額 1,080,000円(会社員)
- 長男(16歳)(大阪一郎さん) 年間総収入金額 0円(高校生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額		年間所得金額	
(千円)	(百円)	(千円)	(百円)	(千円)	(百円)
①		②		③	

年間年金所得金額の計算方法

支給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	支給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以下	① 120万円以下	年間年金所得=0	64歳以下	① 70万円以下	年間年金所得=0
	② 120万円を超え330万円未満	(A)-120万円=年間年金所得		② 70万円を超え130万円未満	(A)-70万円=年間年金所得
	③ 330万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得		③ 130万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得
	④ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得		④ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得
⑤ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得	⑤ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得		

※その他の所得はこのままです。

③の年間所得金額

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	9	6	8	4	0	0	0	0	0

④の年間所得金額

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	3	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤の年間所得金額

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③~⑤を合計します。

2	9	6	8	4	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

申込家族全員の年間総所得金額

申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑦の特別控除額を差し引きましょう。

1	6	6	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

申込家族の月収額

1	0	9	0	3	3
---	---	---	---	---	---

あなたの申込家族の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込家族の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※31ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下でも申込むことができます。

■ 月収額の計算例 ② (給与所得者と年金所得者がいる場合)

例 大阪太郎さんの場合

- ・本人(59歳)(大阪太郎さん) 年間総収入金額 4,800,000円(会社員)
- ・妻(55歳)(大阪花子さん) 年間総収入金額 0円(無職)
- ・長女(18歳)(大阪はるかさん) 年間総収入金額 0円(高校生)
- ・母(83歳)(大阪ヨシ子さん) 年間総収入金額 840,000円(年金)

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(各 万 円)	百 十 千 百 十 円	(各 万 円)	百 十 千 百 十 円
大阪太郎	4 8 0 0 0 0 0	⑧	

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
① 651,000円未満	年間給与所得=0
② 651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得
③ 1,619,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=969,000円
④ 1,628,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=970,000円
⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=972,000円
⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=974,000円
⑦ 1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た数字を右のAにあてはめてください。
⑧ 1,804,000円以上 3,604,000円未満	A×0.6=年間給与所得
⑨ 3,604,000円以上 6,600,000円未満	A×0.7-180,000円=年間給与所得
⑩ 6,600,000円以上 10,000,000円未満	A×0.8-540,000円=年間給与所得
⑪ 10,000,000円以上	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得

大阪太郎
4,800,000円÷4000=1,200円
1,200円×4000×0.8-540,000円
=3,300,000円

①の年間所得金額 + ⑧の年間所得金額

0 3 3 0 0 0 0 0 0	+	0 3 3 0 0 0 0 0 0
-------------------	---	-------------------

控除	① 同居及び扶養親族控除	〔同居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族〕 38万円 × 3人 = 114万円	妻・長女・母(本人は除く)
特別控除	② 寡婦(夫)控除	〔寡婦(夫)であって所得のある人〕 27万円 × 1人 = 27万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)	
	③ 老人控除対象配偶者控除	〔控除対象配偶者で70歳以上の方〕 〔扶養親族で70歳以上の方〕	母(83歳)
	④ 老人扶養控除	10万円 × 1人 = 10万円	
	⑤ 扶養親族控除	〔扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方〕 25万円 × 1人 = 25万円	長女(高校生・18歳)
	⑥ 障がい者控除	〔障がい者がある場合〕 27万円 × 1人 = 27万円	母(身体障がい者4級)
	⑦ 特別障がい者控除	〔特別障がい者がある場合〕 40万円 × 1人 = 40万円	

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(各 万 円)	百 十 千 百 十 円	(各 万 円)	百 十 千 百 十 円
大阪ヨシ子	8 4 0 0 0 0 0	⑩	

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	① 120万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	⑦ 70万円以下	年間年金所得=0
	② 120万円を超え330万円未満	(A)-120万円=年間年金所得		⑧ 70万円を超え130万円未満	(A)-70万円=年間年金所得
	③ 330万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得		⑨ 130万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得
	④ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得		⑩ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得
	⑤ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得		⑪ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得

※その他の所得はこのままです。

③の年間所得金額 + ⑩の年間所得金額 + ⑪の年間所得金額

0 3 3 0 0 0 0 0 0	+	0 8 4 0 0 0 0 0 0	+	0 8 4 0 0 0 0 0 0
-------------------	---	-------------------	---	-------------------

①~⑪を合計します。

3 3 0 0 0 0 0 0 0

申込家族全員の年間総所得金額

1 7 6 0 0 0 0 0 0

申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑦の特別控除額を差し引きしましょう。

1 5 4 0 0 0 0 0 0 ÷ 12 =

申込家族の月収額

1 2 8 3 3 3

あなたの申込家族の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込家族の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※31ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下でも申込むことができます。

■ 月収額の計算例 ③ (給与所得者とその他所得者がいる場合)

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
④大阪花子	9 9 0 0 0 0	⑤	

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉗ 651,000円未満	年間給与所得=0
㉘ 651,000円以上1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得
㉙ 1,619,000円以上1,620,000円未満	年間給与所得=969,000円
㉚ 1,620,000円以上1,622,000円未満	年間給与所得=970,000円
㉛ 1,622,000円以上1,624,000円未満	年間給与所得=972,000円
㉜ 1,624,000円以上1,628,000円未満	年間給与所得=974,000円
㉝ 1,628,000円以上1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの10未満を切り捨てた後1000を掛け直し、右のAに当てはめてください。
㉞ 1,804,000円以上3,604,000円未満	A×0.7-180,000円=年間給与所得
㉟ 3,604,000円以上6,600,000円未満	A×0.8-540,000円=年間給与所得
㊱ 6,600,000円以上10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得

大阪はるか
990,000円-650,000円=340,000円

④の年間所得金額	⑤の年間所得金額
百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円
3 4 0 0 0 0	

控除	① 同居及び扶養親族控除	② 寡婦(夫)控除	③ 老人控除対象配偶者控除	④ 老人扶養控除	⑤ 扶養親族控除	⑥ 障がい者控除	⑦ 特別障がい者控除
控除	[入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族] 38万円 × 4人 = 152万円	(寡婦(夫)であって所得のある人) 27万円 × 1人 = 27万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)	[控除対象配偶者で70歳以上の方] [扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 1人 = 10万円	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円	[障がい者がある場合] 27万円 × 1人 = 27万円	[特別障がい者がある場合] 40万円 × 1人 = 40万円	

妻・長男・二男・長女
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例 大阪太郎さんの場合	・本人(50歳)(大阪太郎さん)	年間総収入金額	2,500,000円(自営業)
	・妻(45歳)(大阪花子さん)	年間総収入金額	990,000円(パート)
	・長男(16歳)(大阪一郎さん)	年間総収入金額	0円(高校生)
	・二男(14歳)(大阪次郎さん)	年間総収入金額	0円(中学生)
	・長女(12歳)(大阪はるかさん)	年間総収入金額	0円(小学生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
③		①	

その他の所得者記入欄

年間所得金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
⑥大阪太郎	2 5 0 0 0 0 0

年間年金所得金額の計算方法

支給の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	支給の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉗ 120万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉗ 70万円以下	年間年金所得=0
	㉘ 120万円を超え330万円未満	(A)-120万円=年間年金所得		㉘ 70万円を超え130万円未満	(A)-70万円=年間年金所得
	㉙ 330万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得		㉙ 130万円以上410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得
	㉚ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得		㉚ 410万円以上770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得
	㉛ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得		㉛ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得

※その他の所得はこのままです。

③の年間所得金額	①の年間所得金額	⑥の年間所得金額
百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円
		2 5 0 0 0 0 0

④~⑥を合計します。

百 十 万 千 百 十 円
2 8 4 0 0 0 0

申込家族全員の年間総所得金額

申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑦の特別控除額を差し引きしましょう。

百 十 万 千 百 十 円	申込家族の月収額
1 7 7 0 0 0 0	十 万 千 百 十 円
	8 9 1 6 6

あなたの申込家族の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込家族の計算後の月収額	
158,000円以下の方	※31ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下でも申込むことができます。